

介護



# 介護福祉士

国家資格

分野	介護
関連する法律	社会福祉士及び介護福祉士法
問い合わせ先	公益財団法人社会福祉振興・試験センター

介護系の資格で、身体や精神に障害があり日常生活を送るのに支障がある人に対して、入浴、排せつ、食事などの介護を行ったり、本人や家族らに介護に関する指導を行う専門能力を持つと証明する資格です。その人の心身の状況にあわせた適確な介護を行うために、介護に関するさまざまな知識や技術、臨機応変に対応する能力などが求められます。

法律で定められた国家資格であり、取得するには専門学校や短期大学卒業程度の知識と技術が必要です。福祉系の資格の中ではやや取るのが難しい資格と言えるでしょう。

2011年からは、喀痰吸引など、以前は看護師などにも認められた一部の医療行為が、研修を修了した介護職員でも実施できるようになりました。2016年度以降は介護福祉士の資格を取得する人は、通常は国家試験受験資格取得のためのカリキュラムに含まれているため、基本的に介護福祉士であれば喀痰吸引は実施できることになります。このように介護職の仕事の範囲が広がり、より高い質が求められるようになってきています。

追加・修正

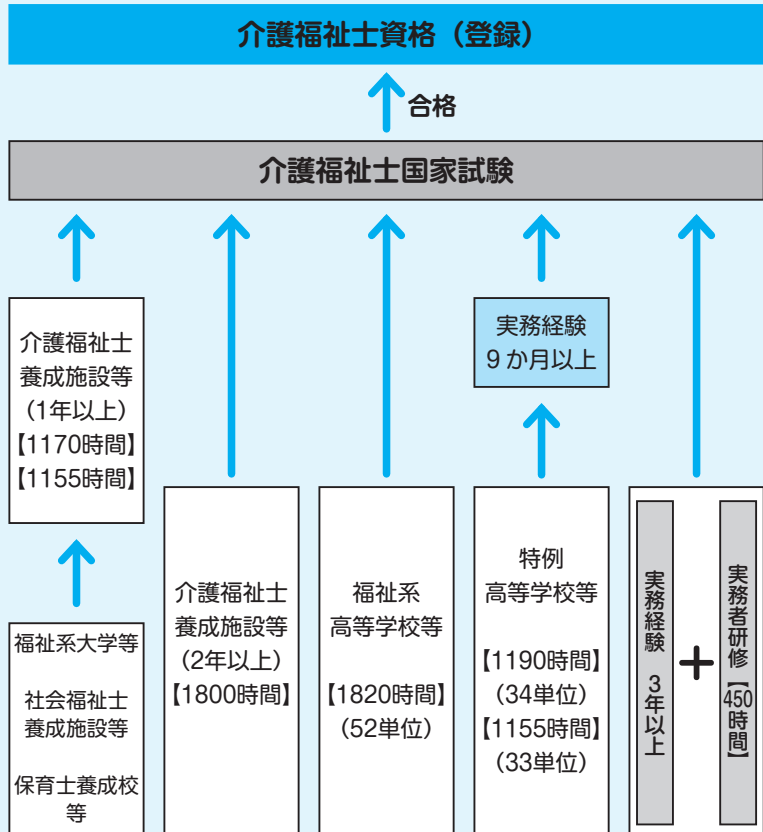
開始年度が変更になりました。

## 活躍の場

- ・ 特別養護老人ホームなどの介護施設
- ・ 老人保健施設
- ・ 病院
- ・ デイサービスセンター
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 訪問介護事業 など

●介護福祉士

■ 介護福祉士の資格取得のルート\*



\* 平成 28 年度実施の国家試験および養成施設の卒業生より

第 2 章

福祉・介護の主な資格

介護

追加・修正

開始年度が変更になりました。

❁ 介護福祉士の定義

column

「介護福祉士」とは、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるものを含む）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

（「社会福祉士及び介護福祉士法第2条」より抜粋）

追加・修正

開始年度が変更になりました。

介護

### 資格の取り方

- **通学/研修** 必須（夜間・通信制可）\*1
- **実務経験** 2年以上の養成施設修了の場合は不要、6か月以上の研修受講は3年以上、特例措置の一部福祉系高校では9か月
- **認定試験** 必須（国家試験）\*2

\*1 2016年度第29回国家試験（2017年1月実施）より。第28回試験までに実務経験3年以上を満たして受験する場合には、通学なしで資格取得が可能。

\*2 2015年度までに介護福祉士養成施設を修了した場合は、国家試験の受験は不要。

これまでは2年以上の養成施設を卒業するだけ、または実務経験3年以上を積んで国家試験に合格すれば取得できましたが、2016年度以降は制度が変更になります。これから養成施設に入学したり、転職して実務経験を満たそうとする場合は、原則として新制度が適用されます。

現在高校生であれば、2年以上の介護福祉士養成施設に進学して、卒業後に国家試験を受験する方法が一般的です。2年制から4年制の専門学校、短期大学、大学などの養成施設が全国に存在します。

現在中学生であれば、福祉系高等学校などに進学して、介護福祉士国家試験受験資格を得る方法もあります。ただし、介護の仕事には人生経験が重視され、4年制大学を卒業した介護福祉士が増えています。将来、専門職として活躍するには、可能であれば一般の高校を卒業後に養成施設に進むほうがよいでしょう。

保育士養成所を修了した人は、1年制の養成施設を修了すれば、国家試験受験資格を得られます。ただし養成施設は2013年度には全国で40校程度と少なくなっています。また、制度上は福祉系大学や社会福祉士養成施設を修了後1年制の養成施設に進む方法がありますが、2013年現在、該当する養成施設はありません。

すでにある程度の社会経験を積んだ方が介護職を目指す場合は、3年以上の実務経験を積み、6か月（450時間）以上の介護職員実務者研修を受講して国家試験受験資格を得る方法が一般的です。実際に仕事に就

●介護職員初任者研修

厚生労働大臣が定めた基準に基づき、都道府県が指定した事業者が実施する130時間の研修を受講し、修了します。土日開講や夜間制、一部通信制の講座があるため働きながらも受講できますが、演習など一部の科目での通学は必要です。

全国で多くの事業者が随時開講しているため、思い立ったときに比較的すぐに受けられます。受講期間は、全日制の通学講座でだいたい1か月程度です。

認定試験のようなものではありませんが、修了時に1時間程度の筆記による評価試験を行い、知識・技術の習得が十分でない場合は、補講などを行うようになっています。きちんと出席して勉強すれば、ほぼ誰でも修了できます。

第2章

福祉・介護の主な資格

介護

■研修科目と研修時間数

科目	時間数
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合計	130 時間

ステップアップ

サービス提供責任者（3年以上の実務経験が必要）、介護職員実務者研修（130時間を免除）、介護福祉士（3年以上の実務経験＋介護職員実務者研修＋国家試験合格） など

追加・修正

介護支援専門員を削除しました。

### 資格の取り方

- **通学/研修** 必須（夜間・通信制による履修可）
- **実務経験** 不要（誰でも受講可）
- **認定試験** なし

厚生労働大臣が定めた基準に基づき、指定した実務者養成施設が実施する6か月以上（450時間）の研修を受講し、修了します。土日開講や夜間制、一部通信制の講座があるため働きながらでも受講できますが、演習など一部の科目での通学は必要です。

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー1～3級）、介護職員基礎研修、その他の全国研修（認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修など）の受講者は、受講した研修に応じて、実務者研修の一部を免除されます（**参照** 前ページの表）。これまでに研修を受けている場合は活用しましょう。

### ステップアップ

サービス提供責任者、介護福祉士（3年以上の実務経験＋国家試験合格）など

追加・修正

介護支援専門員を  
削除しました。

介護福祉士、社会福祉士、看護師など、福祉または医療に関する国家資格またはそれに準ずる資格を持ち、その業務に関して5年以上の実務経験があれば、受験資格を得られます。

特別養護老人ホームの生活相談員など、指定された相談援助業務で5年以上の実務経験がある人は、受験資格を得られます。

老人デイサービスセンターの介護職員など、指定された介護業務で5年以上の実務経験があり、なおかつ社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修修了など一定の資格があれば、受験資格を得られます。また、資格がない場合でも、同様の介護業務で10年以上の実務経験があれば、受験資格を得られます。実務経験と見なされる業務は細かく指定されています。

介護支援専門員実務研修受講試験の試験科目は、次ページの表のとおりです。

試験に合格しても、介護支援専門員実務研修を修了して登録しないと、ケアマネジャーとして働くことはできません。実務研修の実施方法は都道府県によって異なりますが、概ね前期と後期に分けて、合計7日間程度行われます。

いったん登録すると、通常は介護支援専門員としての登録が抹消されることはありません。ただし、介護支援専門員証の有効期間は5年間で、更新または再交付を受けるには、それぞれ研修の受講が必要です。つまり、ケアマネジャーとして働くためには、一定期間ごとに研修を受ける必要があります。

## ステップアップ

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

追加・修正

保有資格による科目免除についての説明を削除しました。

ケアマネジメン  
ト

## ●介護支援専門員(ケアマネジャー)

## ■試験科目と問題数・試験時間

区分		問題数	試験時間
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分
	保険医療福祉サービス分野	保険医療サービスの知識等 基礎	
保険医療サービスの知識等 総合		5問	
	福祉サービスの知識等	15問	
合計		60問	

## ■資格によって免除される区分\*

資格種別	出題範囲	介護支援分野 (25問)	保険医療福祉サービス分野			解答する 問題数	試験時間
			保険医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)		
			基礎(15問)	総合(5問)			
①	医師、歯科医師		○	○		40問	80分
②	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師		○			45問	90分
③	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士				○	45問	90分
④	①と②の資格を重複して取得している方		○	○		40問	80分
⑤	①②③ または①③の資格を重複して取得している方		○	○	○	25問	50分
⑥	②と③の資格を重複して取得している方		○		○	30問	60分

\* 2015年度の試験から保有資格による科目免除がなくなり、全員全科目の受験が必要になります。

## 第2章

福祉・介護の主な資格

ケアマネジメント

追加・修正

83 科目免除廃止についての説明を追加しました。

●福祉用具プランナー

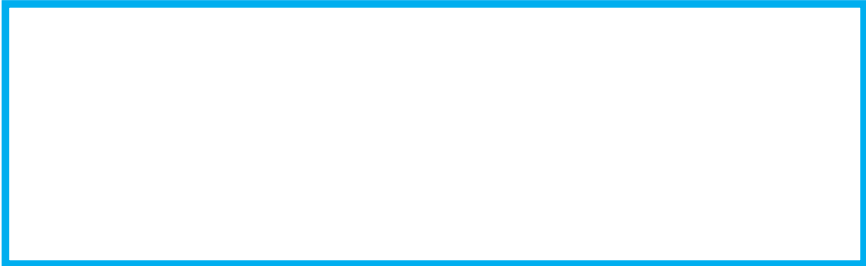
了証書」を交付されます。

教育機関などで実務経験がない人に研修を実施する場合がありますが、その場合は受講修了後に2年間の実務経験を経てから、福祉用具プランナー研修修了証書が交付されます。

■福祉用具プランナー受講要件

以下のうち、いずれかを満たす者

- 福祉用具専門相談員として2年以上その業務に従事している者
- 福祉用具関連業務に2年以上従事している介護支援専門員または建築士
- その他、福祉用具関連業務に2年以上従事し、特に研修受講の有効性を認められる者



第2章

福祉・介護の主な資格

追加・修正

ステップアップを削除しました。

その他



●福祉用具選定士／福祉用具供給事業従事者現任研修会

## 福祉用具供給事業従事者現任研修会

分野	福祉用具
関連する法律	—
問い合わせ先	一般社団法人シルバーサービス振興会

一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する福祉用具貸与事業で、利用者の相談支援を行う人がより高度な知識や技術を身につけるための研修です。

福祉用具供給事業従事者研修会（50時間）を修了して5年以内の人が対象です。40時間の福祉用具専門相談員講習を受講しただけでは、受講できません。

両方の研修を修了すると、介護職員初任者研修に相当する研修を修了したとみなされ、5年以上の実務経験があれば、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格を得られる可能性があります。

### 活躍の場

- 福祉用具貸与事業所 など

### 資格の取り方

- 通学／研修 必須（45時間）
- 実務経験 不要
- 認定試験 なし

一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する福祉用具供給事業従事者現任研修会（45時間）を受講します。



### 第2章

福祉・介護の主な資格

その他

追加・修正

95 ● ステップアップを削除しました。